# 太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル 新旧対照表

## 変更後

**【チェックリスト１】　長野県景観条例の適用基準**

（参考：長野県景観条例）

・景観(都市計画)担当部署に確認して、太陽光発電施設設置の地域が一般地域と景観育成重点地域のどちらであるかを確認する。

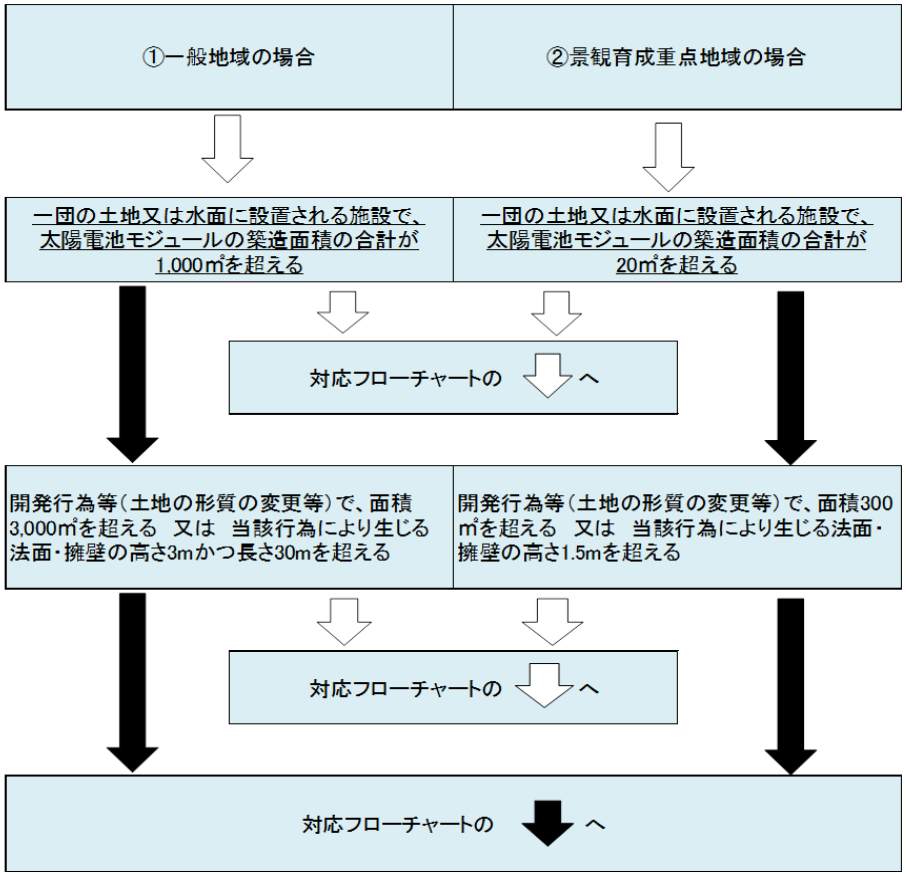


-7-

## 変更前

**【チェックリスト１】　長野県景観条例の適用基準**

（参考：長野県景観条例）

・景観(都市計画)担当部署に確認して、太陽光発電設備設置の地域が一般地域と景観育成重点地域のどちらであるかを確認する。

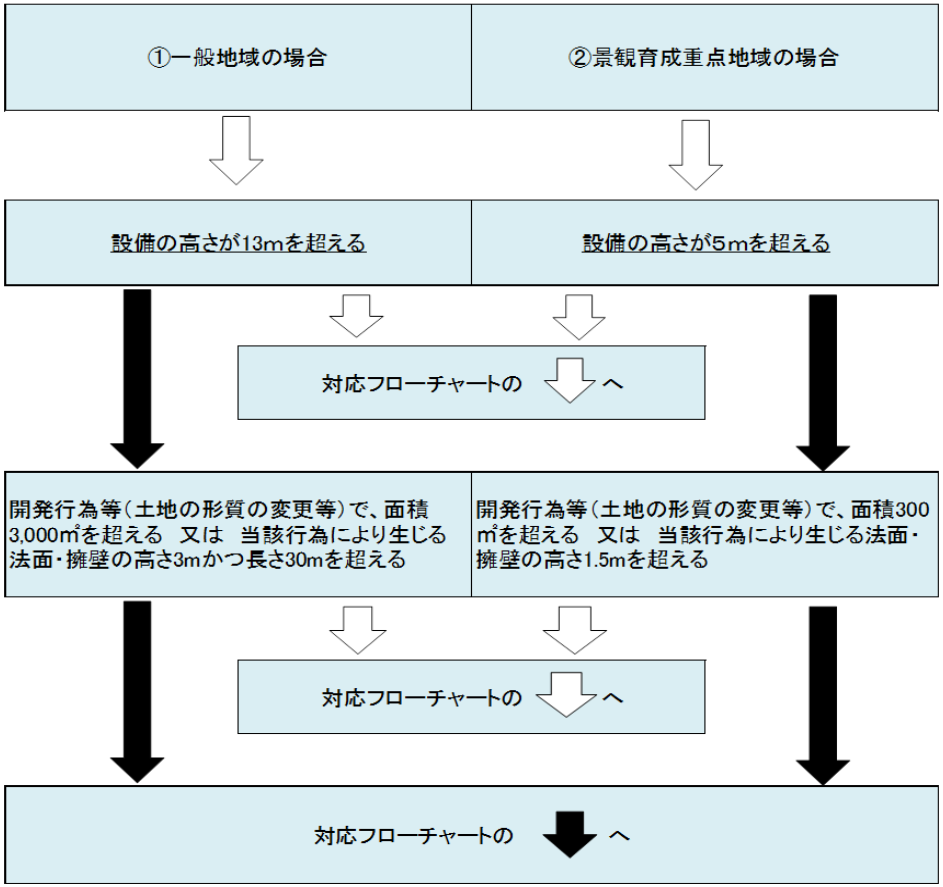


-7-

## 【チェックリスト2】　太陽光発電施設の景観面におけるチェックリスト

（参考：長野県景観育成計画における景観育成基準（一般地域））

○太陽光発電施設が設置される地域は？

・景観(都市計画)担当部署に確認して太陽光発電施設設置の地域を特定する。

| ①都市計画法に基づき用途地域として定められた地域 | ②高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側30メートル以内 | ③国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域(①及び②の地域を除く) | ①、②、③以外の地域 |
|---|---|---|---|
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| ① 都市 | ② 沿道 | ③ 田園 | ④ 山地･高原 |
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| チェックリスト2－①へ | チェックリスト2－②へ | チェックリスト2－③へ | チェックリスト2－④へ |



## 【チェックリスト2】　太陽光発電設備の景観面におけるチェックリスト

（参考：長野県景観育成計画における景観育成基準（一般地域））

○太陽光発電設備が設置される地域は？

・景観(都市計画)担当部署に確認して太陽光発電設備設置の地域を特定する。

| ①都市計画法に基づき用途地域として定められた地域 | ②高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側30メートル以内 | ③国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域(①及び②の地域を除く) | ①、②、③以外の地域 |
|---|---|---|---|
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| ① 都市 | ② 沿道 | ③ 田園 | ④ 山地･高原 |
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| チェックリスト2－①へ | チェックリスト2－②へ | チェックリスト2－③へ | チェックリスト2－④へ |

## 【チェックリスト２－①】　都市

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。（）内の場合にあたらないものもチェックを入れる。（※）

| 区　分 | 基　　準 | チェック欄 |
|---|---|---|
| 配　置 | 極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成している。 | |
| | 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。 | |
| | 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。 | |
| | 付帯設備は道路等から直接見えにくい。 | |
| | 丘陵地、高台での設置を避けている。 | |
| 規　模 | 高さについて、周辺のまち並みとしての連続性に配慮している。 | |
| | 最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。 | |
| | （建築物の屋根・屋上に設置する場合）<br>パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。 | |
| 形　態<br>・<br>意　匠 | 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。 | |
| | 設備の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めている。 | |
| | 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。 | |
| | 付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。 | |
| | （周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合）<br>意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。 | |
| 材　料 | 耐久性に優れた材料を用いている。 | |
| | 低反射のパネルを選択している。 | |
| 色彩等 | 太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | 目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。 | |
| | 付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （既存の設備がある場合）<br>既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （フェンスを設置する場合）<br>周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | （照明を行う場合）<br>周辺の建築物等との調和に留意している。 | |
| 敷地の緑化 | 敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。 | |
| | 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。 | |
| | （大規模な設備の場合）<br>設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。 | |
| | （河川等がある場合）<br>樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。 | |
| 結　果 | チェックが入らなかった欄がある…⇩へ　　全ての欄にチェックが入った…⬇へ | |

※本表は長野県景観育成計画に定める「景観育成基準」に、太陽光発電施設についての留意点を網羅的に加えた例です。



## 【チェックリスト２－①】　都市

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。（）内の場合にあたらないものもチェックを入れる。

| 区　分 | 基　　準 | チェック欄 |
|---|---|---|
| 配　置 | 極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成している。 | |
| | 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。 | |
| | 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。 | |
| | 付帯設備は道路等から直接見えにくい。 | |
| | 丘陵地、高台での設置を避けている。 | |
| 規　模 | 高さについて、周辺のまち並みとしての連続性に配慮している。 | |
| | 最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。 | |
| | （建築物の屋根・屋上に設置する場合）<br>パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。 | |
| 形　態<br>・<br>意　匠 | 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。 | |
| | 設備の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めている。 | |
| | 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。 | |
| | 付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。 | |
| | （周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合）<br>意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。 | |
| 材　料 | 耐久性に優れた材料を用いている。 | |
| | 低反射のパネルを選択している。 | |
| 色彩等 | 太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | 目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。 | |
| | 付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （既存の設備がある場合）<br>既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （フェンスを設置する場合）<br>周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | （照明を行う場合）<br>周辺の建築物等との調和に留意している。 | |
| 敷地の緑化 | 敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。 | |
| | 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。 | |
| | （大規模な設備の場合）<br>設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。 | |
| | （河川等がある場合）<br>樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。 | |
| 結　果 | チェックが入らなかった欄がある…⇩へ　　全ての欄にチェックが入った…⬇へ | |

−9−

## 【チェックリスト２－②】　沿道

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。（）内の場合にあたらないものもチェックを入れる。（※）

| 区　分 | 基　　準 | チェック欄 |
|---|---|---|
| 配　置 | 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するように努めている。 | |
| | 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。 | |
| | 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。 | |
| | 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。 | |
| | 付帯設備は道路等から直接見えにくい。 | |
| | 尾根線上、丘陵地、高台での設置を避けている。 | |
| 規　模 | 最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。 | |
| | （建築物の屋根・屋上に設置する場合）<br>パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。 | |
| 形　態<br>・<br>意　匠 | 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。 | |
| | 背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めている。 | |
| | 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。 | |
| | 付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。 | |
| | （周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合）<br>意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。 | |
| 材　料 | 耐久性に優れた材料を用いている。 | |
| | 低反射のパネルを選択している。 | |
| 色彩等 | 太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | 目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。 | |
| | 使用する色数を少なくするよう努めている。 | |
| | 付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （既存の設備がある場合）<br>既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （フェンスを設置する場合）<br>周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | （照明を行う場合）<br>周辺の建築物等との調和に留意している。 | |
| 敷地の緑化 | 敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。 | |
| | 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。 | |
| | （大規模な設備の場合）<br>設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。 | |
| | （河川等がある場合）<br>樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。 | |
| 結　果 | チェックが入らなかった欄がある…⇩へ　　全ての欄にチェックが入った…⬇へ | |

※本表は長野県景観育成計画に定める「景観育成基準」に、太陽光発電施設についての留意点を網羅的に加えた例です。



## 【チェックリスト２－②】　沿道

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。（）内の場合にあたらないものもチェックを入れる。

| 区　分 | 基　　準 | チェック欄 |
|---|---|---|
| 配　置 | 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するように努めている。 | |
| | 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。 | |
| | 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。 | |
| | 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。 | |
| | 付帯設備は道路等から直接見えにくい。 | |
| | 尾根線上、丘陵地、高台での設置を避けている。 | |
| 規　模 | 最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。 | |
| | （建築物の屋根・屋上に設置する場合）<br>パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。 | |
| 形　態<br>・<br>意　匠 | 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。 | |
| | 背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めている。 | |
| | 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。 | |
| | 付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。 | |
| | （周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合）<br>意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。 | |
| 材　料 | 耐久性に優れた材料を用いている。 | |
| | 低反射のパネルを選択している。 | |
| 色彩等 | 太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | 目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。 | |
| | 使用する色数を少なくするよう努めている。 | |
| | 付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （既存の設備がある場合）<br>既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （フェンスを設置する場合）<br>周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | （照明を行う場合）<br>周辺の建築物等との調和に留意している。 | |
| 敷地の緑化 | 敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。 | |
| | 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。 | |
| | （大規模な設備の場合）<br>設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。 | |
| | （河川等がある場合）<br>樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。 | |
| 結　果 | チェックが入らなかった欄がある…⇩へ　　全ての欄にチェックが入った…⬇へ | |

-10-

## 【チェックリスト２－③】　田園

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。（）内の場合にあたらないものもチェックを入れる。（※）

| 区　分 | 基　　準 | チェック欄 |
|---|---|---|
| 配　置 | 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めている。 | |
| | 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。 | |
| | 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。 | |
| | 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。 | |
| | 付帯設備は道路等から直接見えにくい。 | |
| | 尾根線上、丘陵地、高台での設置を避けている。 | |
| 規　模 | 規模、高さを極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めている。 | |
| | 最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。 | |
| | （建築物の屋根・屋上に設置する場合）<br>パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。 | |
| 形　態<br>・<br>意　匠 | 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。 | |
| | 背景のスカイライン及び田園の広がりに調和する形態となっている。 | |
| | 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。 | |
| | 付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。 | |
| | （周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合）<br>意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。 | |
| 材　料 | 耐久性に優れた材料を用いている。 | |
| | 低反射のパネルを選択している。 | |
| 色彩等 | 太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | 目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。 | |
| | 使用する色数を少なくするよう努めている。 | |
| | 付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （既存の設備がある場合）<br>既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （フェンスを設置する場合）<br>周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | （照明を行う場合）<br>周辺の建築物等との調和に留意している。 | |
| 敷地の緑化 | 敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。 | |
| | 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。 | |
| | （大規模な設備の場合）<br>設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。 | |
| | （河川等がある場合）<br>樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。 | |
| 結　果 | チェックが入らなかった欄がある…⇩へ　　全ての欄にチェックが入った…⬇へ | |

※本表は長野県景観育成計画に定める「景観育成基準」に、太陽光発電施設についての留意点を網羅的に加えた例です。



## 【チェックリスト２－③】　田園

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。（）内の場合にあたらないものもチェックを入れる。

| 区　分 | 基　　準 | チェック欄 |
|---|---|---|
| 配　置 | 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めている。 | |
| | 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。 | |
| | 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。 | |
| | 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置となっている。 | |
| | 付帯設備は道路等から直接見えにくい。 | |
| | 尾根線上、丘陵地、高台での設置を避けている。 | |
| 規　模 | 規模、高さを極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めている。 | |
| | 最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。 | |
| | （建築物の屋根・屋上に設置する場合）<br>パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。 | |
| 形　態<br>・<br>意　匠 | 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。 | |
| | 背景のスカイライン及び田園の広がりに調和する形態となっている。 | |
| | 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。 | |
| | 付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。 | |
| | （周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合）<br>意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。 | |
| 材　料 | 耐久性に優れた材料を用いている。 | |
| | 低反射のパネルを選択している。 | |
| 色彩等 | 太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | 目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。 | |
| | 使用する色数を少なくするよう努めている。 | |
| | 付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （既存の設備がある場合）<br>既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （フェンスを設置する場合）<br>周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | （照明を行う場合）<br>周辺の建築物等との調和に留意している。 | |
| 敷地の緑化 | 敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。 | |
| | 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。 | |
| | （大規模な設備の場合）<br>設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。 | |
| | （河川等がある場合）<br>樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。 | |
| 結　果 | チェックが入らなかった欄がある…⇩へ　　全ての欄にチェックが入った…⬇へ | |

-11-

## 【チェックリスト２－④】　山地・高原

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。（）内の場合にあたらないものもチェックを入れる。（※）

| 区　分 | 基　　準 | チェック欄 |
|---|---|---|
| 配　置 | 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めている。 | |
| | 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。 | |
| | 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。 | |
| | 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するよう努めている。 | |
| | 付帯設備は道路等から直接見えにくい。 | |
| | 尾根線上、りょう線、斜面上部への配置はできるだけ避けている。 | |
| 規　模 | 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮している。 | |
| | 最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。 | |
| | （建築物の屋根・屋上に設置する場合）<br>パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。 | |
| 形　態<br>・<br>意　匠 | 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。 | |
| | 周辺の山並みと調和する形態となっている。 | |
| | 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。 | |
| | 付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。 | |
| | （周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合）<br>意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。 | |
| 材　料 | 耐久性に優れた材料を用いている。 | |
| | 低反射のパネルを選択している。 | |
| 色彩等 | 太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | 目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。 | |
| | 使用する色数を少なくするよう努めている。 | |
| | 付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （既存の設備がある場合）<br>既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （フェンスを設置する場合）<br>周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | （照明を行う場合）<br>周辺の建築物等との調和に留意している。 | |
| 敷地の緑化 | 敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。 | |
| | 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。 | |
| | （大規模な設備の場合）<br>設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。 | |
| | （河川等がある場合）<br>樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。 | |
| 結　果 | チェックが入らなかった欄がある…⇩へ　　全ての欄にチェックが入った…⬇へ | |

※本表は長野県景観育成計画に定める「景観育成基準」に、太陽光発電施設についての留意点を網羅的に加えた例です。



【チェックリスト２－④】　山地・高原

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。（）内の場合にあたらないものもチェックを入れる。

| 区　分 | 基　　準 | チェック欄 |
|---|---|---|
| 配　置 | 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めている。 | |
| | 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保している。 | |
| | 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置となっている。 | |
| | 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するよう努めている。 | |
| | 付帯設備は道路等から直接見えにくい。 | |
| | 尾根線上、りょう線、斜面上部への配置はできるだけ避けている。 | |
| 規　模 | 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮している。 | |
| | 最上部をできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮している。 | |
| | （建築物の屋根・屋上に設置する場合）<br>パネルが屋根・屋上からはみ出さず、元々の屋根・屋上の形を変えていない。 | |
| 形　態<br>・<br>意　匠 | 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態となっている。 | |
| | 周辺の山並みと調和する形態となっている。 | |
| | 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮している。 | |
| | 付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮している。 | |
| | （周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合）<br>意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図っている。 | |
| 材　料 | 耐久性に優れた材料を用いている。 | |
| | 低反射のパネルを選択している。 | |
| 色彩等 | 太陽光発電設備の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | 目地・模様が目立たないようなパネルを選択している。 | |
| | 使用する色数を少なくするよう努めている。 | |
| | 付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （既存の設備がある場合）<br>既存設備と新設付帯設備が同系色になっている。 | |
| | （フェンスを設置する場合）<br>周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用している。 | |
| | （照明を行う場合）<br>周辺の建築物等との調和に留意している。 | |
| 敷地の緑化 | 敷地境界には樹木等を活用するよう努めている。 | |
| | 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮している。 | |
| | （大規模な設備の場合）<br>設備まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めている。 | |
| | （河川等がある場合）<br>樹木を活用して、水辺の景観に配慮している。 | |
| 結　果 | チェックが入らなかった欄がある…⇩へ　　全ての欄にチェックが入った…⬇へ | |

## 【チェックリスト３】景観法等による太陽光発電施設の取扱いについて

都市・まちづくり課

### １　趣旨

国における再生可能エネルギーの固定買取制度の導入後、県内でもメガソーラーの建設が相次ぐ中、太陽光発電施設が、環境保全、景観、土砂災害等に与える影響について、多くの県民から懸念の声が聞かれる。

平成 16 年 12 月に出された景観法運用指針（国土交通省、農林水産省、環境省）において、良好な景観の形成は、住民の生活に密接に関係する課題であること、地域に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされており、県としても市町村の景観行政団体への移行促進に努めているところである。本取扱いにより、景観法等による太陽光発電施設の取扱い方策等を整理することにより、市町村における景観形成の参考としていただきたい。

### ２　課題と対策

景観の保全の観点から考えられる課題と、それに対する景観法による対策は以下のとおり。

**(1) 開発計画を事前に把握**

→　景観法に基づく届出の対象行為に追加

**(2) 景観育成（形成）の観点から指導**

→　地域の実情に応じ、必要な場合は、景観計画（景観育成（形成）基準）を改正

**(3) 地元との事前調整機会の義務化**

→　景観法に基づく義務化は困難

## 【チェックリスト３】景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて

都市・まちづくり課

### １　趣旨

国における再生可能エネルギーの固定買取制度の導入後、県内でもメガソーラーの建設が相次ぐ中、太陽光発電設備が、環境保全、景観、土砂災害等に与える影響について、多くの県民から懸念の声が聞かれる。

平成 16 年 12 月に出された景観法運用指針（国土交通省、農林水産省、環境省）において、良好な景観の形成は、住民の生活に密接に関係する課題であること、地域に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされており、県としても市町村の景観行政団体への移行促進に努めているところである。本取扱いにより、景観法等による太陽光発電設備の取扱い方策等を整理することにより、市町村における景観形成の参考としていただきたい。

### ２　課題と対策

景観の保全の観点から考えられる課題と、それに対する景観法による対策は以下のとおり。

**(1) 開発計画を事前に把握**

→　景観法に基づく届出の対象行為に追加

**(2) 景観育成（形成）の観点から指導**

→　景観計画（景観育成（形成）基準）を改正

**(3) 地元との事前調整機会の義務化**

→　景観法に基づく義務化は困難

なお、本来、景観法は地域に応じたきめ細やかな規制誘導による景観の保全を目的としたものであり、立地規制を目的とした法律ではないため、太陽光発電施設の立地規制を目的とするのであれば、環境部局や開発部局（宅地・林地開発等）など他部局と連携しながら、上記(3)の内容を含んだ自主条例の制定を図ることも一つの方策である。

## 3　方策

上記２(1)及び(2)に掲げる対策を実行するため、太陽光発電施設を特定して、景観法に基づく届出対象行為にして規制誘導を図る場合、必要となる手続等について以下に掲げる。

### (1) 根拠規定

届出対象行為は、景観法第 16 条第１項各号に規定されており、景観条例により具体的な基準等が定められている。

（届出及び勧告等）

第 16 条　景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二　工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三　都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定

なお、本来、景観法は地域に応じたきめ細やかな規制誘導による景観の保全を目的としたものであり、立地規制を目的とした法律ではないため、太陽光発電設備の立地規制を目的とするのであれば、環境部局や開発部局（宅地・林地開発等）など他部局と連携しながら、上記(3)の内容を含んだ自主条例の制定を図ることも一つの方策である。

## 3　方策

上記２(1)及び(2)に掲げる対策を実行するため、太陽光発電設備を特定して、景観法に基づく届出対象行為にして規制誘導を図る場合、必要となる手続等について以下に掲げる。

### (1) 根拠規定

届出対象行為は、景観法第 16 条第１項各号に規定されており、景観条例により具体的な基準等が定められている。

（届出及び勧告等）

第 16 条　景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二　工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三　都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定

める行為
四　前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

一般的に太陽光発電施設を景観法に基づく届出の対象行為と判断する場合、建築物の屋根・屋上に設置する場合は建築物の一部、土地に自立して設置する場合は工作物として、判断される。

**(2) 手続**

**ア　景観条例施行規則の制定又は改正**

一般的に景観条例施行規則に規定される届出の適用除外行為（景観法第 16 条第 7 項第 11 号）について、制定又は改正が必要となる。

**【例】**

**○○市景観条例**

（定義）

第○条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(ｘ) 工作物　土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

（届出を要しない行為）

第○条　法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(ｘ) 法第 16 条第 1 項の届出を要する行為のうち、規則で定めるもの

める行為
四　前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

一般的に太陽光発電設備を景観法に基づく届出の対象行為と判断する場合、建築物の屋根・屋上に設置する場合は建築物の一部、土地に自立して設置する場合は工作物として、判断される。

**(2) 手続**

**ア　景観条例施行規則の制定又は改正**

一般的に景観条例施行規則に規定される届出の適用除外行為（景観法第 16 条第 7 項第 11 号）について、制定又は改正が必要となる。

**【例】**

**○○市景観条例**

（定義）

第○条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(ｘ) 工作物　土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

（届出を要しない行為）

第○条　法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(ｘ) 法第 16 条第 1 項の届出を要する行為のうち、規則で定めるもの

**〇〇市景観条例施行規則**

（工作物の定義）

第〇条 条例第〇条第×号の建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 太陽光発電施設その他これに類するもの

（届出を要しない行為の規模等）

第〇条 条例第〇条第１項第×号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

( ) 第〇条第１項第６号に掲げる工作物の建設等 当該工作物に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計が〇平方メートル以下のもの。（当該工作物の高さが〇メートル以下であり、かつ太陽電池モジュールの設置面積の合計が〇平方メートル以下のもの。）

**【太陽光発電施設を特定して届出対象としている事例】（平成 27 年度調べ）**

（県内）

| 景観行政団体 | 届出対象行為 | 届出対象規模 |
|---|---|---|
| 駒ケ根市 | 太陽光発電施設等（土地に設置するものに限り、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。） | 高さ 10mを超えるもの又は設置面積の合計が 500 ㎡を超えるもの（景観育成重点地区は、高さ 8mを超えるもの又は設置面積の合計が 500 ㎡を超える |

**〇〇市景観条例施行規則**

（工作物の定義）

第〇条 条例第〇条第×号の建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 太陽光発電設備その他これに類するもの

（届出を要しない行為の規模等）

第〇条 条例第〇条第１項第×号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

( ) 第〇条第１項第６号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さが〇メートル以下であり、かつ設置面積の合計が〇平方メートル以下のもの。

**【太陽光発電設備を特定して届出対象としている事例】**

（県内）

| 景観行政団体 | 届出対象行為 | 届出対象規模 |
|---|---|---|
| 駒ケ根市 | 太陽光発電施設等（土地に設置するものに限り、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。） | 高さ 10mを超えるもの又は設置面積の合計が 500 ㎡を超えるもの（景観育成重点地区は、高さ 8mを超えるもの又は設置面積の合計が 500 ㎡を超える |

| | | |
|---|---|---|
| | | もの） |
| 茅野市 | 再生可能エネルギー発電設備 | 再生可能エネルギー発電設備<br>（太陽光発電設備については、出力 10kW 以上のものとし、一般住宅等で自家消費を目的としたものは対象外とする。） |
| 南箕輪村 | 太陽光発電設備等（一定の土地にまとまって自立して設置されるもの及び、建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む） | パネルの面積の合計が 100 ㎡を超えるもの |
| 高山村 | 太陽光電池モジュール | 合計面積が 500 ㎡を超えるもの |

（県外）

| 景観行政団体 | 届出対象行為 | 届出対象規模 |
|---|---|---|
| 北海道 | 太陽電池発電設備 | 高さ 5 ｍ又は築造面積 2,000 ㎡を超えるもの（広域景観形成推進地域は、高さ 5 ｍ又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの） |
| 石川県 | 太陽光発電設備等（建築設備を除く） | 高さが 13ｍを超えるもの（景観形成重点地区で |


| | | |
|---|---|---|
| | | もの） |
| 茅野市 | 再生可能エネルギー発電設備 | 再生可能エネルギー発電設備<br>（太陽光発電設備については、出力 10kW 以上のものとし、一般住宅等で自家消費を目的としたものは対象外とする。） |
| 南箕輪村 | 太陽光発電設備等（一定の土地にまとまって自立して設置されるもの及び、建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む） | パネルの面積の合計が 100 ㎡を超えるもの |
| 高山村 | 太陽光電池モジュール | 合計面積が 500 ㎡を超えるもの |

（県外）

| 景観行政団体 | 届出対象行為 | 届出対象規模 |
|---|---|---|
| 北海道 | 太陽電池発電設備 | 高さ 5 ｍ又は築造面積 2,000 ㎡を超えるもの（広域景観形成推進地域は、高さ 5 ｍ又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの） |
| 石川県 | 太陽光発電設備等（建築設備を除く） | 高さが 13ｍを超えるもの（景観形成重点地区で |

| | | |
|---|---|---|
| | | は、①高さが 1.5mを超えるもの（春蘭の里（能登町））、②高さ５ｍ又は築造面積の合計が５０㎡を超えるもの（奥のと里海日置（珠洲市））） |
| 島根県（自主条例） | 太陽光発電設備 | 設置面積の合計が 1,000㎡を超えるもの |
| 富士宮市 | 太陽光発電設備 | 太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 ㎡を超えるもの<br>太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 ㎡を超えるもの |

**イ　景観計画の策定（地域の実情に応じた必要な改正を含む。）**

景観形成基準は、景観形成のための行為の制限として定めた、周辺の景観との調和に配慮した形態意匠の基準であり、景観法第８条第４項第２号の規定により、景観計画に定めなければならない。

景観法に基づく届出がこの基準に適合しない場合、景観法第 16 条第３項の規定により、当該行為に対し設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

**【太陽光発電施設に特定した景観形成基準に位置付けている事例】（平成 27 年度調べ）**

（県内）

| | | |
|---|---|---|
| | | は、①高さが 1.5mを超えるもの（春蘭の里（能登町））、②高さ５ｍ又は築造面積の合計が５０㎡を超えるもの（奥のと里海日置（珠洲市））） |
| 島根県（自主条例） | 太陽光発電設備 | 設置面積の合計が 1,000㎡を超えるもの |
| 富士宮市 | 太陽光発電設備 | 太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 ㎡を超えるもの<br>太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 ㎡を超えるもの |

**イ　景観計画の策定又は改正**

景観形成基準は、景観形成のための行為の制限として定めた、周辺の景観との調和に配慮した形態意匠の基準であり、景観法第８条第４項第２号の規定により、景観計画に定めなければならない。

景観法に基づく届出がこの基準に適合しない場合、景観法第 16 条第３項の規定により、当該行為に対し設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

**【太陽光発電設備に特定した景観形成基準に位置付けている事例】**

（県内）

| 景観行政団体 | 基　　準 |
| --- | --- |
| 駒ケ根市 | （太陽光発電設備に特定した景観育成基準はなし） |
| 茅野市 | 【形態・意匠】<br>・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、色彩を建築物に合わせて調和を図る。<br>【地上に設置する再生可能エネルギー発電設備の配置、色彩等】<br>・再生可能エネルギー発電設備は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。<br>・再生可能エネルギー発電設備は、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩に努める。<br>・太陽光発電設備の太陽電池モジュールとフレームの色彩は、できるだけ同色に努める。 |
| 南箕輪村 | 【配置】<br>　建築物の屋根及び屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。<br>【色彩】<br>・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。<br>・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目 |


| 景観行政団体 | 基　　準 |
| --- | --- |
| 駒ケ根市 | （太陽光発電設備に特定した景観育成基準はなし） |
| 茅野市 | 【形態・意匠】<br>・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、色彩を建築物に合わせて調和を図る。<br>【地上に設置する再生可能エネルギー発電設備の配置、色彩等】<br>・再生可能エネルギー発電設備は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和に努める。<br>・再生可能エネルギー発電設備は、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩に努める。<br>・太陽光発電設備の太陽電池モジュールとフレームの色彩は、できるだけ同色に努める。 |
| 南箕輪村 | 【配置】<br>　建築物の屋根及び屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。<br>【色彩】<br>・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。<br>・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目 |

| | |
|---|---|
| | 立たないものの採用に努める。パネルおよび枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。 |
| 高山村 | 【工作物〔太陽光発電設備〕】<br>・太陽電池モジュールは、低反射で、色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度色の目立たないものを使用する。<br>・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 |

（県外）

| 景観行政団体 | 基　　準 |
|---|---|
| 北海道 | （太陽光発電設備に特定した景観形成基準はなし） |

| | |
|---|---|
| | 立たないものの採用に努める。パネルおよび枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。 |
| 高山村 | 【工作物〔太陽光発電設備〕】<br>・太陽電池モジュールは、低反射で、色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度色の目立たないものを使用する。<br>・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 |

（県外）

| 景観行政団体 | 基　　準 |
|---|---|
| 北海道 | （太陽光発電設備に特定した景観形成基準はなし） |

| | | |
|---|---|---|
| | 石川県 | ◎景観形成重点地区（春蘭の里（能登町））<br>【建築物〔形態・意匠〕】<br>・太陽光発電設備等を屋根材として使用または屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努める。<br>・空調室外機、ガスボンベ、風力発電設備、太陽光発電設備等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。また、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子や植栽などにより修景措置を工夫する。<br>【建築物〔形態・意匠（色彩）〕】<br>太陽光発電設備等を屋根（壁）材として使用又は建築物に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努める。<br>【工作物〔位置・規模〕】<br>鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。<br>【工作物〔形態・意匠〕】<br>鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、施工方法を工夫し、目立たないデザインとするなど周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。<br>【材料】<br>金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光 |

| | | |
|---|---|---|
| | 石川県 | ◎景観形成重点地区（春蘭の里（能登町））<br>【建築物〔形態・意匠〕】<br>・太陽光発電設備等を屋根材として使用または屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努める。<br>・空調室外機、ガスボンベ、風力発電設備、太陽光発電設備等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。また、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子や植栽などにより修景措置を工夫する。<br>【建築物〔形態・意匠（色彩）〕】<br>太陽光発電設備等を屋根（壁）材として使用又は建築物に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努める。<br>【工作物〔位置・規模〕】<br>鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。<br>【工作物〔形態・意匠〕】<br>鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、施工方法を工夫し、目立たないデザインとするなど周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。<br>【材料】<br>金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。<br>◎景観形成重点地区（奥のと里海 日置（珠洲市））<br>【建築物〔形態・意匠〕】<br>太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。<br>【建築物〔形態・意匠（色彩）〕】<br>屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。<br>【工作物〔位置・規模〕】<br>太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。 | | | 光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。<br>◎景観形成重点地区（奥のと里海 日置（珠洲市））<br>【建築物〔形態・意匠〕】<br>太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。<br>【建築物〔形態・意匠（色彩）〕】<br>屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。<br>【工作物〔位置・規模〕】<br>太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 島根県（自主条例） | （太陽光発電設備に特定した景観形成基準はなし） | | 島根県（自主条例） | （太陽光発電設備に特定した景観形成基準はなし） |
| | 富士宮市 | 【建築物〔壁面、屋根の色彩〕】<br>太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。<br>【建築物〔塔屋・設備類〕】<br>・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。<br>・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。<br>・太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。<br>・太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。<br>【工作物〔太陽光発電設備〕】<br>・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。<br>・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。<br>・歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界 | | 富士宮市 | 【建築物〔壁面、屋根の色彩〕】<br>太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。<br>【建築物〔塔屋・設備類〕】<br>・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。<br>・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。<br>・太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。<br>・太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。<br>【工作物〔太陽光発電設備〕】<br>・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。<br>・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。<br>・歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境 |

| | |
|---|---|
| | からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。<br>・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。<br>【工作物〔工作物の色彩〕】<br>・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。<br>・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 |

| | |
|---|---|
| | 界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。<br>・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。<br>【工作物〔工作物の色彩〕】<br>・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。<br>・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 |

| 手続<br>(関連法規) | 手続が必要となる場合 | 確認方法・手続内容 | 問合せ先・提出先 |
| --- | --- | --- | --- |
| 景観法及び長野県景観条例の届出手続<br>（景観法及び長野県景観条例） | ○太陽光発電施設を建設する場合<br>（一般地域）<br>太陽電池モジュールの築造面積の合計（一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設に係る太陽電池モジュールの水平投影面積の合計）が1,000㎡を超えるもの<br>（景観育成重点地域）<br>太陽電池モジュールの築造面積の合計（一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設に係る太陽電池モジュールの水平投影面積の合計）が20㎡を超えるもの<br>○建築物の屋根、屋上等に太陽光発電施設（設備）を後から設置する場合<br>（一般地域）<br>太陽電池モジュールの設置面積が400㎡を超えるもの<br>（景観育成重点地域）<br>太陽電池モジュールの設置面積が25㎡を超えるもの | ○手続きが必要な区域<br>長野県景観計画の区域（景観行政団体である市町村の区域を除く区域）<br>○届出時期<br>景観法に基づく事前届出を、行為の着手の30日前までに、建設地の市役所（町村役場）を経由し県地方事務所に提出する。（届出が受理されてから30日を経過した後でなければ当該行為に着手することができない。）<br>○建設地（設置場所）が「一般地域」、「景観育成重点地域」のいずれかに該当するかは、当該市町村に確認する。 | （提出先）<br>建設地（設置場所）の市役所（町村役場）の景観担当窓口<br>（問合せ先）<br>建設地（設置場所）を所管する地方事務所建築課（商工観光建築課）<br>又は長野県建設部都市・まちづくり課（景観係）<br>☎026-235-7348<br>※景観行政団体の市町村については、当該市町村景観担当窓口 |

【参考資料２】

## 太陽光発電設備の設置に関する県条例等の改正の概要

**①長野県立自然公園条例施行規則の一部改正（平成 27 年７月）**

長野県立自然公園条例施行規則（昭和 35 年長野県規則第 53 号）の一部を改正し、本県の県立自然公園普通地域における届出を要する工作物の基準に太陽光発電施設を追加しました。

長野県立自然公園条例施行規則（県ホームページ）：
https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/koen/documents/kouenkisoku.pdf

**②「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」の改定（平成 27 年９月）**

大規模開発に対する規制を強化するため、「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」を改定し、開発の種別に拘わらず、10ha 以上のすべての開発行為に対し、対象降雨確率を「50 年に一度の降雨」に引き上げました。

「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」の改定内容（県ホームページ）：
http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/keikaku/bousaityousetu.html

【参考資料２】

## 太陽光発電設備の設置に関する県条例等の改正の概要

**①長野県立自然公園条例施行規則の一部改正（平成 27 年７月）**

長野県立自然公園条例施行規則（昭和 35 年長野県規則第 53 号）の一部を改正し、本県の県立自然公園普通地域における届出を要する工作物の基準に太陽光発電施設を追加しました。

長野県立自然公園条例施行規則（県ホームページ）：
https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/koen/documents/kouenkisoku.pdf

**②「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」の改定（平成 27 年９月）**

大規模開発に対する規制を強化するため、「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」を改定し、開発の種別に拘わらず、10ha 以上のすべての開発行為に対し、対象降雨確率を「50 年に一度の降雨」に引き上げました。

「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」の改定内容（県ホームページ）：
http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/keikaku/bousaityousetu.html

| | |
|---|---|
| **③長野県環境影響評価条例及び長野県環境影響評価条例施行規則の改正（平成 27 年 10 月）**<br>長野県環境影響評価条例等を改正し、太陽光発電所を対象事業化（第 1 種事業：敷地面積が 50ha 以上、<br>第 2 種事業：森林の区域等における敷地面積が 20ha 以上）しました。（平成 28 年 1 月 13 日施行） | **③長野県環境影響評価条例及び長野県環境影響評価条例施行規則の改正（平成 27 年 10 月）**<br>長野県環境影響評価条例等を改正し、太陽光発電所を対象事業化（第 1 種事業：敷地面積が 50ha 以上、<br>第 2 種事業：森林の区域等における敷地面積が 20ha 以上）しました。（平成 28 年 1 月 |
| 長野県環境影響評価条例及び長野県環境影響評価条例施行規則の改正について（県ホームページ）：<br>https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/kaisei.html | 長野県環境影響評価条例及び長野県環境影響評価条例施行規則の改正について（県ホームページ）：<br>https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/kaisei.html |
| **④林地開発許可事務取扱要領の改正（平成 27 年 11 月）**<br>林地開発許可事務取扱要領を改正し、地元説明会の対象となる地域住民の範囲の規定、説明結果概要書様式の新設などの手続きの明確化や大規模開発の対象面積を 10ha に強化するなどの見直しを行いました。 | **④林地開発許可事務取扱要領の改正（平成 27 年 11 月）**<br>林地開発許可事務取扱要領を改正し、地元説明会の対象となる地域住民の範囲の規定、説明結果概要書様式の新設などの手続きの明確化や大規模開発の対象面積を 10ha に強化するなどの見直しを行いました。 |
| 長野県林地開発許可申請の手引き（県ホームページ）<br>（林地開発に係る要領、技術基準等は「林地開発の手引き」としてまとめられています）：<br>http://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/ringyo/hoanrin/rinchikaihatsutebiki_h271101.html | 長野県林地開発許可申請の手引き（県ホームページ）<br>（林地開発に係る要領、技術基準等は「林地開発の手引き」としてまとめられています）<br>http://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/ringyo/hoanrin/rinchikaihatsutebiki_h271101.html |

**⑤長野県景観規則の改正（平成 28 年９月）**

長野県景観規則を改正し、「太陽光発電施設」を景観法の事前届出が必要な行為として明確化するとともに、その届出が必要な規模（太陽電池モジュールの築造面積の合計が一般地域 1,000 ㎡超、景観育成重点地域 20 ㎡超）を定めました。（平成 28 年 12 月１日施行）

景観法及び長野県景観条例に基づく行為の事前届出について（県ホームページ）
https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html

P120